

米国の関税措置に係る県の支援状況等について

島根県農林水産部・商工労働部

1. 米国関税措置に係る県内事業者への影響

(1) 島根県における米国向け輸出の現状

米国向け輸出実績額：12,126 百万円（構成比：3.9%、国別順位：第4位）

主な輸出品目（HSコード※）	輸出額（百万円）
機械、電気機器及び同製品並びに部分品	7,927
卑金属及び同製品（鉄鋼等）	2,912
調整食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ	495
車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	373
動物及び動物性生産品、植物性生産品のうち農林水産物	14

※ HSコード：HS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）に基づき定められた、輸出入の際に商品を分類する世界共通のコード番号

（出典）島根県海外展開概況調査報告書 2023（島根県商工労働部）

- 調査対象期間：2023 年（令和 5 年）1 月～12 月（毎年実施）
- 対象企業等：島根県内に本社または事業所を有する企業等
- 調査依頼件数：540 件 有効回答：349 件（64.6%）うち、貿易実績あり 234 件

※ 県が行った任意のアンケート調査に基づくものであり、島根県の貿易全体を網羅しているものではない。

(2) 商工業者への影響

- 特別相談窓口への相談が少数である中、米国への輸出額の大きい企業（機械金属、食品等の製造業）や、自動車産業などの輸出企業に部品を供給している企業に、4 月以降、個別に聞き取り調査を実施

- 調査期間：5 月 7 日～15 日（直近）

- 対象企業数：50 社
（機械金属等製造業：38 社、
食品等製造業：9 社ほか）

5月15日現在		
米国関税措置の影響	回答数	比率
既に影響が出ている	3	6%
今後影響が出る	14	28%
影響はない	23	46%
不明、確認中	10	20%
合計	50	100%

- 主な企業の声

（直接輸出している企業）

- ・ 主要取引先からの見積依頼数が減少している。（機械製造業）
- ・ 商社から、出荷を保留にしてほしいとの連絡があった。（酒製造業）

（輸出企業に部品などを供給している協力企業）

- ・ 受注減少の話が来ている。（自動車部品製造業）
- ・ 今後、受注が減少することを懸念している。（自動車部品製造業）

(3) 農林水産業者への影響

- ・ 県の機関や農政局などの相談窓口には相談はないが、輸出実績のある米、花き苗、畜産物の輸出状況について聞き取りを実施、
 - ①売り上げのうち米国向けの額が小さいこと
 - ②価格転嫁ができていない又はする見込みであること
 - ③取引を行っている商社が他の国・地域への販路を持っていることなどの理由から直ちに大きな影響は出ていないとの回答

2. 県のこれまでの対応

(1) 特別相談窓口の設置（4月4日）

- ・ 県内 35 機関、40 箇所に相談窓口を設置し、米国関税措置による経営への影響、資金繰りの悪化等の経営相談へ対応
 - 【窓口設置機関】 各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会（本所及び石見事務所）、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団（本所及び石見事務所）、島根県信用保証協会（本所及び各支店）、島根県（中小企業課及び西部県民センター石見地域振興部）
- ・ 相談状況 2 件（5 月 15 日現在）

(2) 制度融資による資金繰り支援

- ・ 3 月 14 日に取扱を開始した協調支援型経営課題対応特別資金（先行き不透明な中で、さまざまな経営課題に対応する低利・低信用保証料率の資金）等により、金融支援を実施

	協調支援型経営課題対応特別資金（運転、設備 借換可）
融資枠	200億円
融資条件	限度額 2 億8,000万円 期間10年以内 (据置運転 1 年以内 運転設備・設備 3 年以内)
	融資利率 1.4% 信用保証料率 0.23%～1.43%(R7年度)（責任共有のみ）

(3) アドバイザー派遣事業による支援

- ・ 既存のアドバイザー派遣事業により、県内事業者にはアドバイザーを派遣し、県内事業者の個別課題の整理、販路開拓や経営改善に向けた取組を支援
 - ① ものづくりアドバイザー派遣事業（伴走支援）（予算額：21,000 千円）
 - ・ 自動車関連産業を中心とした大手メーカーの生産調整の影響を受ける製造業事業者に、新分野の調査等の取組について伴走支援を実施
 - ② 事業継続力強化アドバイザー派遣事業（予算額：23,600 千円）
 - ・ 食品製造業や卸・小売業等、幅広い業種を対象として、新たな取組等を支援

(4) 米国関税措置対策会議の開催（本日）

- ・ 今後想定される県内産業への影響や対応について、国、支援機関、業界団体等と対策会議を開催し、情報収集や情報共有など連携を強化

3. 今後の対応

- ・ 今後、県内産業への影響が顕在化することが懸念される中で、引き続き、情報収集に努めるとともに、支援機関等と連携しながら、相談対応や既存の支援事業の活用を促していく。
- ・ 国に対して、5月下旬の重点要望において、以下の内容について要請
「米国関税措置への対応として、国内の産業や経済への影響を最小限にするよう、米国政府に対し、見直しを求めるとともに、随時、日本経済への影響を分析し、状況等を分かりやすく正確に国民に伝えること。その分析を踏まえた対策を早急に躊躇なく検討・実施すること。
また、輸出関連の大企業が、今回の関税措置による減収・減益をカバーするために、部品等の納入企業に対して値下げを要請したり適切な価格転嫁を拒んだりすることがないよう、監視を強化・徹底すること。」